

戒嚴法及護戍令

取扱注意

注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
 3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

10-023

大政事外外儀官	務務典房
臣官官審審長長	
大外査察	博代表
使研審	
総総対文会厚情オ	
括審察人團在儀警史	
外報官	参報内 際外
文長	参一二
密政保対旅外	
審西東	
参西東	
北米長	審二保地
中南長	審一二
欧長	審西②洋 二西東 二
参一二アア 二二	
次総経途博	
経漁国	
参経エ国	
安ネ二	
参海	審準
審政国開無	
参調技有理	
審条協規	
審政経人	
参軍社	
科原	
審	
審国初調	
安	

総番号 R158420

主管

月 1日
平成 元年 9月 1日

中 国 発
本 省 着

亜 中

外務大臣殿

中島大使

中国内政（居民身分証の携帯義務：北京市通告）

第3995号（取扱注意） 至急

1日付北京日報は、居民身分証の常時携帯義務及び車両検査に係る北京市公安局通告（別FAX信）を掲載しているところ、その要旨及び当館コメント以下の通り。

1. 居民身分証の検査強化に関する通告

- (1) 16歳以上の公民が外出する際には、居民身分証を常時携帯しなければならない。
- (2) 一時的に北京に居住する他けん出身者は、出身けんの居民身分証または北京市発行の「暫住証」等を携帯しなければならない。
- (3) かい嚴部隊、武警部隊及び公安機関が、その職務の遂行に当たり、身分証の提示を求めた場合には、拒否できない。
- (4) 本規定に違反する者は、教育あるいは法に基づき処ばつを受ける。

2. 自動車、運転免許証の検査に関する通告

軍隊、警察がかい嚴任務の遂行中、必要と認める場合、自動車及び運転手を検査する。運転手は積極的に証明証を提示しなければならず、誤解を受けないよう、拒絶または逃亡してはならない。拒絶または逃亡した場合の結果責任は自ら負わなければならない。

(当館コメント)

3. 本通告は、1日から施行され、期限は明示されていないが、10月1日挙行される国けい館に向けての警かいの強化の一かんと思われる。一般的に、北京市民は工作証を携帯し、居民身分証を常時携帯する者は少ないといわれており、そうした面では一般市民に新たな負担を強いる通告と言える。

4. しかし、今次「動乱」において市民側に渡つたじゆう器等武器の回収を当局側は未だ終了していないと

電信写

いわれており、また、散発的ではあるものの、依然として軍とのしよ突が発生しているとのうわさが中国
人社会には流布しており、国けい節を前に今後警かいは強化されるものと思われる。

上海、広州、シンヨウ、ホンゴンに転電した。(了)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

10-039

大政	事務	外務	外務	儀典	官房
臣官	次官	次官	審議	審議	長官

博代表
查察審
大外使
研

總括審察人(團)在儀警史

外報官	密報 際外
文長	參一二

領 審政保對旅外

了 〇 長

保二日 米長

中南長
審一二

西
東
長

參一二了了
一一二

博途經總次
國漁經
國工經
審安

參海	審準
----	----

無開國政審
有理技調參

規協條審	長圖
------	----

国 長	審政經人 參軍社
--------	-------------

科密	科原
----	----

圖書	圖書分類
	索書號

総 番 号 R136377

月 26 日

平成 元年 7月 26日

外務大臣殿

香 港 發

本 省 卷

佐藤 総領事

主 管

電 中

中国政情（最近の治安事情：内話）

第957号 秘 至急 (ゆう先処理)

△△◎A中◎B110◎C330、410◎Dサイトウ(ノリ)◎E

25日、当地の信頼すべき筋は館員に対し、

思われるので、以下のとおり報告する。

1.

2.

23.

(1)

(2)

となると

外 務 省

秘

電信写

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(8)

(9)

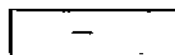
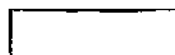
(10)

中国四公館に転電した。(了)

8

file 式 兼 令

FAX 信



総 番 号 R175153

主 管

月 27日

中 国 発

亜 中

平成 元年 9月 27日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

中 島 大 使

中国内政（かい嚴部隊通告第16号）

FAX 信

（以下FAX送信PK7404-01）

PK7404

往電第 4311 号別FAX信

9月26日付 人民日报 第2版

北京市人民政府 通告

戒严部队指挥部

(第16号)

庆祝中华人民共和国成立40周年的盛大节日即将到来。40年来，在中国共产党领导下，经过全国人民艰苦奋斗，我们伟大的社会主义祖国发生了翻天覆地的变化，各条战线都取得了举世瞩目的辉煌成就。在首都隆重热烈地庆祝建国40周年，是我国人民政治生活中的一件大事，也是首都人民的一项光荣政治任务。全市人民正在党和政府领导下，振奋精神，巩固和发展首都的安定形势，齐心协力搞好各项庆祝活动，高高兴兴地迎接这一光辉节日。

在全国、全市人民欢呼制止动乱、平息反革命暴乱的斗争取得了决定性胜利，并准备庆祝建国40周年的时候，极少数敌对分子不甘心他们的失败，还在妄图进行破坏活动。我们切不可有丝毫麻痹思想。希望全市人民自觉遵守戒严令和各项法规，积极协助戒严部队、公安干警和武警部队搞好国庆安全保卫工作，维护好社会秩序和交通秩序，严防坏人进行捣乱、破坏活动，积极举报违法犯罪分子，并有权将现行犯罪分子扭送公安机关或戒严部队。对胆敢以身试法，违抗戒严令，进行违法犯罪活动的分子，将依法予以严惩。

1989年9月25日

(新华社发)

(3)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

10-023

大政事務次官	外務省	外務省	外務省	儀典房	官署審長
大臣	外務省	査察使	博代表		
總括審察人	總對文會	厚情才			
外報官	參報內 際外	文長	参一二		
了	審政保對旅外				
北米長	審西〇洋 西東二				
中南長	審一〇二保地				
歐長	審一〇二				
了	参一二了了 一一				
長	次總經途博 二 經源國 参終工二 安永二				
參海	審準				
條長	審政開無 参調技有理				
科審	審条協規				
情調長	審政經人 参軍社				
	科原				
	審西〇調 〇安				

総 番 号 R175159

主 管

月 27 日

中 国 発

中 丑

平成 元年 9月 27日

本 省 着

外務大臣殿

中島 大使

中国内政 (かい蔵部隊通告第16号)

第4311号 至急 (ゆう先処理)

26日付人民日报は、北京市人民政府・かい蔵部隊指き部通告第16号（別FAX信）を掲載していると
ろ、要旨以下のとおり。

1. 反革命暴乱平定の決定的勝利以降、建国40しゅう年しゅくが準備の時期にあつて、極く少数の敵対分子は彼らの失敗にもあまんぜず、依然として破かい活動を企図している。われわれはいささかも思想をまひさせてはならない。

全市人民は、かい嚴令及び各種法令をじゅん守し、かい嚴部隊、公安幹部、武装警察が行う国けい節安全防衛工作に積極的に協力し、社会ちつ序及び交通ちつ序をよう護し、悪人がかん行するかく乱、破かい活動を厳しく防ぎ、違法犯罪分子を積極的に提報し、更に現行犯人を公安機関あるいはかい嚴部隊に突き出すよう希望する。

あえて生命を顧みず法律を犯し、かい厳令に違反し、違法活動を行う分子は法に基づいて制裁される。

上海、広州、シンヨウ、ホンコンに転電した。(了)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

10-023

大政事外外儀官	事務典房
次次	臣官官客審長長
大外査	博代表
使研審	
総総対文会厚情オ	
括	
審察人團在儀警史	
外	参報内
報	際外
官	文長
領	参一
ア	審政保対旅外
長	審印印東
北	参印東西
米	審印二保地
長	
中	審一
南	審西〇洋
長	二
欧	審西〇洋
長	二
〇	参一
長	二
〇	次総経途博
長	経海国
	参経エ国
	安ネ二
	参海
	審準
経	審政国開無
協	参調技有理
長	
条	審条協規
長	
国	審政経人
長	参軍社
科	科原
審	
情	審信調
調	安
長	

総番号 R170147

主管

月 20日

中 国 発

亜 中

平成 元年 9月 20日

本 省 着

外務大臣殿

中島大使

中国内政（反政府活動の現状、内話）

第4222号 秘

14日、 に属する中国人某が、最近における政治思想工作（単位内でのいわゆる「学習」）の中で
の党書記の発言を当館南に語ったところ、きよう味深い点以下のとおり。聞込みのままなるも御参考まで。

1. 8月中旬に、北京市内で警かいにあたっている兵士7、8人が「工自連」「高自連」等の地下組織にさつ
害された。

2. 北京市長チン・キドウをはじめ42名の北京市幹部の名が掲載された暗さつリストが北京市当局に送付
されており、当該きよう迫文の中で、「10月1日の国けい節までに一人一人ころす」と言っている。

上海、広州、シンヨウ、ホンゴンに転電した。（了）

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

10-039

大政事外外儀官
務典房
次次
臣官官客審長長

大外査 博代表
使審 使研審

総対文会厚情オ
括 審察人 在儀警史

外 参報内
報 際外
官 文長 参一二

領 審政保対旅外

⑦ ⑧ ⑨ ⑩
⑪ ⑫ ⑬ ⑭

⑮ ⑯ ⑰ ⑱
⑲ ⑳ ㉑ ㉒

中 審一二
南 長

⑳ ㉑ ㉒ ㉓
㉔ ㉕ ㉖ ㉗

㉘ ㉙ ㉚ ㉛
㉜ ㉝ ㉞ ㉟

㊱ ㊲ ㊳ ㊴
㊵ ㊶ ㊷ ㊸

㊹ ㊺ ㊻ ㊼
㊽ ㊾ ㊿ ㊿

参海 審洋

審政国開無
参調技有

審条協規

審政経人
参軍社

科 科原
審 審

① ② ③ ④
⑤ ⑥ ⑦ ⑧

総番号 R168376

主管

月 18日

中 国 発

亜 中

平成 元年 9月 18日

本 省 着

外務大臣殿

中島大使

中国内政（公安部当局者の発言）

第4186号 秘 至急（ゆう先処理）

14日より、リュウ・ブン公安部けい事でい察局長（エン・エイゲン副局長、ジ・ケイミン外事課長等同席）とクボタ（アカクラ、ワタナベ、シミズ、ミナミ同席）が最近の治安情勢についてこん談したところ、先方発言中きよう味深い点以下の通り。（注：リュウ局長は公安部できよう迫状事件等に直接係わりのある実力者であり、同局長が自らがわが方邦人の安全に力をつくしている様子がうかがわれたこと。及び治安情勢について自信をもつて述べていたのが印象的であつた。なお、動乱時政府指導部のトップに分裂混乱があり、取締を徹ていすることが出来なかつたため、大混乱を招いてしまつたともらしていたのも、きよう味深かつた。）

1. 最近の治安情勢

今次動乱、反革命暴乱の首謀者の一部は外国へ逃亡し、反中国活動を依然として展開しているものの、国内ではこれらの分子を檢舉し、治安は確保されている。

今後、小規模の反政府活動が行われる可能性は残されているが、先般の動乱のような事態に発展することはない。

動乱により略だつされた武器は相当数回収したが、まだ一部は回収されておらず、現在自発的な返却をよびかけている。

2. 日本人に対するきよう迫状事件のそう査

全部で9通のきよう迫状を確認しているが、様々な地域から発送されており、ホンコンからの謀略である可能性が高い。

現在リョウネイ省から発送されたきよう迫状のそう査が進んでいるが、解決にはなお時間がかかる。

秘

電信写

日本人の安全の確保については、100%とは言えないが自信があり、心配する必要はない。

3. 「反革命暴乱」の真相

(1) 民主化、ふ敗の追放といった学生の要求に対し、中国政府は対話の実施等、かん容な態度で臨んできたが、社会主義中国を破かいしようとする勢力が増長してきたため、やむなく軍の導入により制圧した。

軍も当初は発ぼうしなかつたが、暴とが装こう車に放火したり、テンアン門を爆破しようとしたりしたため、発ぼうせざるを得なかつた。

死者は約300人であるが、この中には流れ弾に当たつて死んだ人もいる。しかし、テンアン門広場制圧時において、最終的には学生を全て逃がしており、外国報道機関が言うような、同所において射さつしたり、戦車でひきこした事実はない。

(2) 今次動乱において、中央政府の指示が明確でなかつたことは事実であり、われわれ警察に対しては6月3日に至るまで警ぼうの使用すら許可されなかつた。政府指導部のトップに分裂があつて指示が徹ていしなかつた。

今次動乱で、なぜ初期段階でちん圧できなかつたかというような教訓事項はあるが、何れにせよ6月上旬においても約10万人のぐん衆がテンアンしゆうへんにいたため、軍の導入は避けられなかつた。

4. フルジョア自由化反対

現在、エロ本、ポルノ・ビデオ等の追放に取り組んでいる。

改革・開放政策を推進する中で、外国の悪い影響が中国のせい年をだ落させたため、社会主義中国を守るため、こうした措置をとつている。しかし、健全なさか場やダンスホールまで禁止しているのではなく、文革時代のような状況にもどることはない。

上海、広州、シンヨウ、ホンコンに転電した。(了)